

資料 12： 国立大学法人佐賀大学における公正な研究活動の推進に関する規程

国立大学法人佐賀大学における公正な研究活動の推進に関する規程

(平成 27 年 2 月 27 日制定)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人佐賀大学（以下「本法人」という。）における公正な研究活動を推進するために必要な事項を定めることにより、研究倫理の向上及び不正行為の防止等を図り、もって本法人としての社会的責任を果たすとともに、社会からの信頼に応えることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動 研究計画の立案及び実施、成果の発表及び評価の過程における行為並びにそれらに付随する全ての事項をいう。

(2) 研究者 教職員、学生その他本法人において研究活動を行う全ての者をいう。

(3) 教職員 本法人が定める就業規則に基づき雇用されている者をいう。

(4) 不正行為 研究活動において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次のいずれかに該当する行為をいう。ただし、意見の相違及び当該研究分野の一般的慣行によるデータ又は実験記録の取扱いである場合を除く。

ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん 研究資料、研究機器又は研究過程を変更する操作を行い、データ及び研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用 他者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該他者の了解又は適切な表示なく流用すること。

エ その他不適切な行為

オ アからエまでに掲げる行為の証拠を隠滅し、又は立証を妨げること。

(5) 通報 不正行為又は不正行為の疑いに関する通報をいう。

(6) 悪意に基づく通報 被通報者を陥れるため又は被通報者が行う研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えること及び被通報者が所属する機関等に不利益を与えることを目的とした通報をいう。

(7) 相談 通報の意思を明示しない相談をいう。

(8) 通報者 通報を行った者をいう。

(9) 被通報者 通報者による通報の対象者をいう。

(10) 配分機関 本法人に対して、競争的資金、基盤的経費その他の予算の配分又は措置を行う機関をいう。

(11) 部局 事務局、リージョナル・イノベーションセンター、アドミッションセンター、キャリアセンター、学生支援室、国際交流推進センター、各学部（学部附属の教育施

設及び研究施設を含む。）、学校教育学研究科、全学教育機構、保健管理センター、共同利用・共同研究拠点及び各学内共同教育研究施設をいう。

(12) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(研究者の責務)

第3条 研究者は、誇りと高い倫理性を保持し、次に掲げる事項を研究活動の行動基準としなければならない。

(1) 不正行為を行わないこと。

(2) 不正行為に加担しないこと。

(3) 周りの者に対して不正をさせないこと。

2 研究者は、この規程に基づく指示又は調査等に誠実に対応しなければならない。

3 研究者は、研究者に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を履修するとともに、指導的立場の研究者は、学生及び若手研究者に対する研究倫理教育及び啓発を実施しなければならない。

4 研究者は、研究活動の正当性を証明するとともに、第三者による検証可能性を確保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、必要な場合には開示しなければならない。

第2章 推進体制

(最高責任者)

第4条 学長は、本法人の運営・管理における最高責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じる。

(統括責任者)

第5条 研究を担当する理事（以下「研究担当理事」という。）は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本法人全体を統括する実質的な権限と責任を有する者として学長を補佐し、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じる。

(部局責任者)

第6条 部局長は、当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じる。

(研究倫理教育責任者)

第7条 部局長は、当該部局における研究倫理教育に関する責任者として、広く研究活動に携わる者を対象として、研究者の基本的責任、研究活動に対する施設等の研究者の行動規範のほか、研究活動に関して守るべき作法についての知識及び技術についての教育を定期的に行わなければならない。

(研究公正委員会)

第8条 本法人に、不正行為に対応し、公正な研究活動を推進するため、研究公正委員会を置く。

2 研究公正委員会は、次に掲げる業務を行う。

(1) 公正な研究活動の推進に係る基本的な方針の策定及び総括に関すること。

(2) 公正な研究活動の推進に係る体制の整備に関すること。

(3) 公正な研究活動の推進に係る教育及び啓発に関すること。

(4) 公正な研究活動の推進に係る施策の検証に関すること。

(5) 不正行為の調査方針の策定及び認定に関すること。

(6) 不服申立ての審査に関すること。

(7) その他公正な研究活動の推進に関すること。

3 研究公正委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 研究担当理事

(2) 研究費不正防止計画推進委員会委員長

(3) 教職員のうちから学長が指名した者 6人

(4) 学外者のうちから学長が指名した者 若干人

(5) 事務局長

(6) 財務部長

(7) 学術研究協力部長

(8) その他学長が必要と認めた者

4 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合には、研究担当理事に代えて、他の理事を委員に指名することができる。

5 第3項第3号及び第4号の委員は、学長が任命又は委嘱する。

6 第3項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

7 研究公正委員会に委員長を置き、研究担当理事又は第4項に規定する理事をもって充てる。

8 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

9 委員長は、研究公正委員会を招集し、その議長となる。

10 研究公正委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

11 研究公正委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

12 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第3章 通報等

(通報等の受付窓口)

第9条 通報又は相談（以下「通報等」という。）への迅速かつ適切な対応を行うため、本法人に受付窓口を置く。

2 受付窓口は、国立大学法人佐賀大学公益通報規程（平成18年4月5日制定）第3条に規定する窓口とする。

(通報等の受付方法)

第10条 不正行為又は不正行為の疑いが存在すると思料する者は、何人も、前条に規定する受付窓口に通報等を行うことができる。

2 通報等は、書面、電話、FAX、電子メール又は面会によるものとする。

3 通報は、原則として顕名によるものとし、次に掲げる事項を明示しなければならない。

(1) 不正行為を行ったとする研究者の氏名又はグループの名称

(2) 不正行為の態様及び事案の内容等

(3) 不正とする科学的な合理性のある理由

4 前項の規定にかかわらず、匿名による通報が行われたときは、受付窓口は、研究担当理事と協議の上、当該通報を信ずるに足りる相当の理由、証拠等があるときに限り、これを通報として受け付けることができる。ただし、この場合には、次項、第6項、第13条第5項、第13条第6項、第14条第8項、第14条第10項、第16条第3項及び第18条第3項に規定する通知は行わないものとする。

5 受付窓口は、通報を受け付けたときは、直ちに研究担当理事にその内容を報告するとともに、速やかに通報を受け付けた旨を通報者に通知しなければならない。

6 受付窓口は、相談を受けたときは、当該相談が通報に当たり、かつ相談者が通報の意思を明示したときは、これを通報として受け付け、直ちに研究担当理事にその内容を報告するとともに、速やかに受け付けた旨を相談者に通知しなければならない。

7 研究担当理事は、前2項の報告を受けたときは、その内容を直ちに学長に報告する。

8 研究担当理事は、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという通報等については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被通報者に警告を行うとともに、被通報者が所属（教員にあっては、配置。以下同じ。）する部局の長に通知する。

9 本法人の役員又は受付窓口以外の教職員が、通報等を受けたときは、直ちに受付窓口に連絡する、又は当該通報等を行った者に対し、受付窓口に通報等を行うよう助言しなければならない。

（通報以外の取扱い）

第11条 研究担当理事は、前条第6項において、相談者が通報の意思を明示しない場合にも、相談の内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、当該事案の調査を開始することができる。

2 研究担当理事は、学会等の科学コミュニティ、報道その他の方法により不正行為の疑いが指摘された場合には、通報があった場合に準じて取り扱うことができる。

3 研究担当理事は、不正行為の疑いがインターネット上に掲載されていることを確認した場合には、通報があった場合に準じて取り扱うことができる。ただし、不正行為を行ったとする研究者、グループ、不正行為の態様、事案の内容等が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。

（通報処理体制等の公表）

第12条 研究担当理事は、受付窓口の名称、場所、連絡先及び受付の方法その他必要な事項をホームページへの掲載その他広く周知を図ることができる方法により公表する。

第4章 調査

(予備調査)

第13条 研究担当理事は、第10条第5項及び第6項の規定による報告を受けたとき又は第11条の規定により調査を行うことを決定したときは、速やかに被通報者が所属する部局の長（被通報者が本法人以外の機関等に所属する者であるときは、その施設・設備の利用を認めた部局長。以下同じ。）に、通報内容の合理性及び調査可能性等についての調査（以下「予備調査」という。）を行わせる。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、学長が指名する理事に予備調査を行わせることができる。

2 部局長は、必要と認めた場合は、委員会等を設置して予備調査を行うことができる。

3 部局長は、通報を受け付けた日から30日以内に、予備調査の結果を研究担当理事に報告する。

4 研究担当理事は、予備調査の結果に基づき、更に本格的な調査（以下「調査」という。）を行うか否かを直ちに決定する。

5 研究担当理事は、調査を行うことを決定したときは、その旨を速やかに通報者及び被通報者に通知するとともに、学長並びに関係府省庁及び配分機関（以下「関係府省庁等」という。）に報告する。

6 研究担当理事は、調査を行わないことを決定したときは、その旨を理由とともに速やかに通報者に通知する。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、配分機関及び通報者の求めに応じ開示するものとする。

(調査委員会)

第14条 研究担当理事は、前条第4項の規定により調査を行うことを決定したときは、直ちに、研究公正委員会の下に調査委員会を設置し、調査を行うことを決定した日から30日以内に調査を開始しなければならない。

2 調査委員会は、通報事案ごとに設置するものとし、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 研究担当理事

(2) 被通報者が所属する部局の長

(3) 通報事案に関連する研究分野の専門的知識を有する教員

(4) 通報事案に関連する研究分野の専門的知識を有する学外者

(5) 弁護士、弁理士等法律の専門的知識を有する学外者

(6) 財務課長

(7) 研究協力課長

(8) その他研究担当理事が必要と認めた者

3 調査委員会の委員の過半数は、前項第4号及び第5号の委員でなければならない。

4 第2項第3号から第5号までの委員は、研究担当理事の指名に基づき、学長が任命又は委嘱する。

- 5 調査委員会の委員の任期は、その任務が終了するまでとし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 調査委員会に委員長を置き、研究担当理事をもって充てる。
- 7 第8条第8項から第12項までの規定は、調査委員会に準用する。
- 8 研究担当理事は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を速やかに通報者及び被通報者に通知するとともに、学長及び関係府省庁等に報告する。
- 9 通報者及び被通報者は、研究担当理事に対し、前項の通知を受け付けた日から10日以内に、理由を付して異議申立てをすることができる。
- 10 研究担当理事は、前項の異議申立てがあったときは、その内容を審査し、妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させる等必要な措置を講じるとともに、その旨を速やかに通報者及び被通報者に通知する。
- 11 調査委員会は、調査に必要な権限を有するものとし、通報者、被通報者及びその他関係者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。
- 12 調査委員会委員長は、調査の開始の日から150日以内に、調査結果を研究公正委員会委員長に報告しなければならない。

(調査方法等)

- 第15条 調査は、通報事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者のヒアリング及び再実験の要請等により行う。この場合、被通報者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 2 被通報者は、調査において、通報事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続ののっとして行われたこと及び論文等が適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 3 研究担当理事は、調査において有益かつ必要と認めたときは、通報事案に係る研究活動のほか、調査に関連した被通報者の他の研究活動を調査の対象に含めることができる。
- 4 研究担当理事は、調査に当たって、証拠となる資料等を保全する措置をとることができる。
- 5 学長は、調査の実施決定後、調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対し、通報事案に係る研究費の使用を停止する等必要な措置を講じることができる。
- 6 研究担当理事は、他の機関や学協会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができる。この場合において、第13条から第20条までの規定は、委託された機関等又は調査に協力する機関等に準用するものとする。
- 7 研究担当理事は、関係府省庁等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を提出するものとする。

- 8 学長は、調査事案が漏えいした場合、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公表することができる。ただし、通報者又は被通報者の責により漏えいした場合は、当該者の了解は不要とする。

第5章 認定

(認定)

第16条 研究公正委員会は、第14条第12項の規定による報告を受けたときは、速やかに次に掲げる事項の認定を行わなければならない。

- (1) 不正行為か否か。
- (2) 不正行為と認定した場合は、その内容、不正行為に関与した者及び関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割
- (3) 不正行為が行われなかったと認定した場合は、通報が悪意に基づくものであったか否か。

2 前項第3号の認定を行う場合は、通報者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

3 研究担当理事は、認定を終了したときは、認定の結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知するとともに、学長、被通報者が所属する部局の長及び関係府省庁等に報告する。

4 研究担当理事は、悪意に基づく通報と認定されたときは、併せて、通報者が所属する部局の長に報告する。

(認定の方法等)

第17条 研究公正委員会は、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言及び被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。ただし、被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

2 研究公正委員会は、不正行為に関する証拠が提出された場合には、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為の疑いが覆されないときは、不正行為と認定する。

3 研究公正委員会は、被通報者が、生データ、実験・観察ノート及び実験試料・試薬等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠を示せない場合は不正行為とみなす。

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、災害等その責によらない理由により、前項に規定する基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合
- (2) 生データ、実験・観察ノート及び実験試料・試薬等の不存在が、研究分野の特性に応じた合理的な保存期間又は本法人が定める保存期間を超えることによるものである場合

(不服申立て)

第18条 不正行為と認定された被通報者又は悪意に基づく通報と認定された通報者（被通報者の不服申立ての審査において悪意に基づく通報と認定された者を含む。以下同じ。）は、第16条第3項の規定による通知を受けた日から14日以内に、研究担当理事に対し、書面により不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 第13条に規定する予備調査の結果、調査を行わないことが決定された場合、通報者は、その決定について、前項の規定に準じて不服申立てをすることができる。

3 研究担当理事は、不正行為と認定された被通報者から不服申立てを受けたときは、その旨を通報者に通知するとともに、学長、不正行為と認定された被通報者が所属する部局の長及び関係府省庁等に報告する。

4 研究担当理事は、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てを受けたときは、その旨を被通報者に通知するとともに、学長、悪意に基づく通報と認定された通報者が所属する部局の長及び関係府省庁等に報告する。

(不服申立ての審査及び再調査)

第19条 研究担当理事は、前条第1項の不服申立てを受けたときは、研究公正委員会に不服申立ての審査を行わせる。

2 学長は、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものと認めたときは、研究公正委員会委員の交代若しくは追加又は研究公正委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。

3 研究公正委員会は、不服申立ての趣旨及び理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。

4 前項の場合、研究担当理事は、当該不服申立てが事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものであると判断したときは、以後の不服申立てを受け付けないことができる。

5 研究担当理事は、研究公正委員会が再調査を行うことを決定したときは、その旨を理由とともに直ちに不正行為と認定された被通報者又は悪意に基づく通報と認定された通報者（以下「被認定者」という。）に通知するとともに、学長、被認定者が所属する部局の長及び関係府省庁等に報告する。

6 研究担当理事は、研究公正委員会が再調査を行うことを決定したときは、被認定者に対し、第16条第1項各号に規定する認定結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被認定者が必要な協力を行わないときは、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。

7 再調査を行うに当たっては、第14条及び第15条の規定を準用する。

8 研究担当理事は、再調査を行わず、審査を打ち切ることが決定したときは、その旨を理由とともに直ちに被認定者に通知するとともに、学長、被認定者が所属する部局の長及び関係府省庁等に報告する。

(再認定)

第20条 研究公正委員会は、不正行為と認定された被通報者から不服申立てを受けた日から50日以内に、第16条第1項各号に規定する認定結果を覆すか否かを決定し、研究担当理事は、その旨を不正行為と認定された被通報者に通知するとともに、学長、被通報者が所属する部局の長及び関係府省庁等に報告する。

2 研究公正委員会は、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てを受けた日から30日以内に、第16条第1項各号に規定する認定結果を覆すか否かを決定し、研究担当理事は、その旨を悪意に基づく通報と認定された通報者に通知するとともに、学長、悪意に基づく通報と認定された通報者が所属する部局の長及び関係府省庁等に報告する。

3 被認定者は、前2項の決定に対して不服を申し立てることはできない。
(認定結果の公表等)

第21条 学長は、第16条第1項各号に規定する認定（第18条第1項に規定する不服申立てがあった場合は、前条第1項に規定する再認定）において、不正行為と認定したときは、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、原則として速やかに認定結果を公表する。この場合において、被認定者から公表事項についての意見があるときは、その意見を付して公表するものとする。

2 学長は、第16条第1項各号に規定する認定（第18条第1項に規定する不服申立てがあった場合は、前条第1項に規定する再認定）において、不正行為が行われなかったと認定したときは、原則として、認定結果の公表は行わない。ただし、認定事案が外部に漏えいしていた場合、論文等に故意によるものでない誤りがあった場合及び前条第2項の規定により悪意に基づく通報と認定したときは、認定結果を公表する。

第6章 措置

(措置)

第22条 学長は、第16条第1項各号に規定する認定（第18条第1項に規定する不服申立てがあった場合は、第20条第1項又は第2項に規定する再認定）において、不正行為と認定したとき又は悪意に基づく通報と認定したときは、被認定者に対し、当該不正行為の重大性の程度に応じて、速やかに、本法人規則等に基づき適切な措置を講じるものとする。

2 学長は、第16条第1項各号に規定する認定（第18条第1項に規定する不服申立てがあった場合は、第20条第1項に規定する再認定）において、不正行為が行われなかったと認定したときは、被通報者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、適切な措置を講じるものとする。

第7章 責務

(不利益取扱いの禁止)

第23条 学長は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者の研究活動を部分的又は全面的に禁止し、又は解雇、降格、減給その他の不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に、通報者に対し、解雇、降格、減給その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(秘密保持義務)

第24条 受付窓口は、通報等を受け付ける場合、秘密を守るための適切な方法を講じなければならない。

2 通報事案に関与した者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を侵害することのないように配慮するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 調査関係者は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。

(利益相反関係者の排除)

第25条 受付窓口及び調査関係者は、自己との利害関係を持つ事案に関与してはならない。

第8章 雑則

(事務)

第26条 この規程に関する事務は、関係部局の協力を得て学術研究協力部研究協力課が行う。

(その他)

第27条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」によるほか、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月11日改正）

この規程は、平成28年5月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年9月27日改正）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

資料 13： 国立大学法人佐賀大学における公正な研究活動の推進に関するガイドライン

国立大学法人佐賀大学における公正な研究活動の推進に関するガイドライン

平成 27 年 4 月 24 日 学長決定

平成 31 年 4 月 1 日 一部改正

1 目的及び適用（規程第 1 条関係）

- (1) このガイドラインは、「国立大学法人佐賀大学における公正な研究活動の推進に関する規程」（平成 27 年 2 月 27 日制定）（以下「規程」という。）第 27 条の規定に基づき、規程の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- (2) このガイドラインに定めるもののほか、関係府省庁及び配分機関（以下「関係府省庁等」という。）からの予算の配分又は措置により行われる研究活動に係る不正行為については、別途関係府省庁等から示されるガイドライン等に基づき対応する。
- (3) 企業等からの受託研究等については、企業等における自己資金を原資とした研究活動ではあるが、公正な研究活動を推進するため、不正行為が発生した場合は、このガイドラインに基づき適切に対応する。

2 定義（規程第 2 条関係）

- (1) このガイドラインにおける用語の意義は、規程の定めるところによる。
(不正行為の対象)
- (2) 規程に定める不正行為の対象は、投稿論文など、発表された研究成果に関するものに限る。なお、投稿論文については、論文が掲載された時点を発表とみなす。
(例えば、論文を投稿したものの出版社によって掲載を拒否された研究成果など、公表されていないものについては、対象とはならない。)
- (3) 発表された研究成果とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けたものを指す。具体的には、投稿論文のほか、ディスカッションペーパーや学会等においてデータや資料を提示して行う口頭発表も含まれる。
- (4) インターネット上でのディスカッションについても、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開している場合は、発表された研究成果に当たる。
- (5) 大学院教育の一環として作成される学位論文における不正行為は、このガイドラインの対象とはならない。ただし、学術雑誌等に投稿された場合においてはこの限りではない。
- (その他不適切な行為)
- (6) 規程第 2 条第 1 項第 4 号エに定める「その他不適切な行為」とは、健全な研究活動を損なう不適切な行為であり、主に次に掲げる行為が該当する。

①不適切なオーサーシップ

次の1) から3) までに該当しないものは不適切なオーサーシップとする。

1) 研究論文の著者としてのオーサーシップを付与することができるのは、原則として、次の全ての要件を満たす者とする。ただし、研究分野の特性など、これによりがたい場合は、各研究コミュニティの合意に基づき判断する。

ア) 研究の企画・構想若しくは調査・実験の遂行に本質的な貢献、実験・観測データの取得や解析又は理論的解釈やモデル構築など、当該研究に対し実質的に寄与していること

イ) 論文の草稿を執筆又は論文の重要な箇所に関する意見を表明して論文の完成に寄与していること

ウ) 論文の最終版を承認し、論文の内容について説明できること

2) 研究設備・施設の提供、資金提供、論文の権威付け及び周知の理論の教示・示唆・助言を行っただけの者など、当該研究の遂行に寄与した者であっても、前項の要件を全て満たさない者については、原則として、謝辞（Acknowledgement）に記載する。

3) 複数の著者が存在する場合は、各著者が当該論文についてどのような役割を果たしているのかを明示する。なお、著者の記載順については、研究分野によって国際慣習が異なっていることから、各研究者コミュニティの合意に基づき判断する。

②二重投稿

1) 印刷物あるいは電子媒体を問わず、出版済み又は他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為は、不必要な査読により他の研究者の時間を無駄にするだけでなく、業績の水増しや特定の考えを示す論文を多く見せることによるミスリードをもたらすことになるため、厳に禁止する。

2) 二重投稿の定義及び投稿の要件等については、研究分野によって特性があることから、各研究者コミュニティの合意（投稿規定等）に基づき判断する。

③利益相反

利益相反は、異なる利害により研究にバイアスが生じたり、教育活動に悪い影響が出たりする恐れがあるだけでなく、本法人に対する社会からの信頼が失われることにもなるため、特に産学連携の実施に伴い利益相反が生じる可能性を持つ研究の遂行に当たっては、研究実施主体の明確化及び研究成果の適切な管理を行う。

④研究評価における不適切な取扱い（論文等の査読等ピアレビューにおける不当な取扱い等）

研究者は、論文等の査読において、査読者が当該分野において論文等の著者と競争関係にある場合や、異なる学説・思想・信条を持つ場合に、投稿論文等に対する査読を理不尽に厳しくしたり、査読過程を意図的に遅らせたりするようなことのないよう、高い倫理観と見識を持ってピアレビューに当たる。また、競争的資金の審査において、審査に影響を与えるような関係が申請者との間にある場合にも同様とする。

3 法人の責務

本法人は、不正行為に対する不断の対応が、学術研究への社会的な信頼や負託に応えることに繋がり、ひいては学術研究の活力を向上させるものであることを十分に認識し、次に掲げる責務を果たす。

- ①研究の公正性を維持する仕組みを構築し、運用の実効性を高めるよう、継続的に評価・改善する。
- ②研究分野の特性、若手・中堅・研究室の主宰者など、研究者の地位や役職・責任等の多様性に応じ、実効性ある研究倫理教育を継続的に実施し、その実効性の向上に努める。
- ③研究活動全体への信頼を失うことのないよう、不正行為の疑惑が生じた際に、迅速かつ的確な対応をとることができる仕組みを整備する。
- ④不正行為と認定された場合は、同様の事案が再発することのないよう、発生に至った要因・背景について徹底的に検証を行い、実効性ある改善策を講じる。
- ⑤上記①から④までの取組を進めるに当たっては、過度の措置が研究現場を委縮させることがないように、現場に与える影響に十分配慮する。

4 研究者の責務（規程第3条関係）

研究者は、不正行為が学術研究そのものに対する背信行為であり、学術研究に対する社会の信頼を揺るがし、学術研究の発展を妨げるものであること、また、研究者としての存在意義を自ら否定するものであり、自己破壊につながるものであることを十分認識し、次に掲げる責務を果たす。

- ①研究の公正性を維持する責務を負っていることを十分認識し、研究倫理教育や日々の研究活動を通じて、研究倫理を自律的・継続的に学び、これに基づいて公正に研究する。
- ②習得した研究倫理を、日々の研究活動を通じて後進に伝える等により、高い研究の公正性が自律的に維持される風土の醸成に努める。
- ③若手研究者（ポストドクター、大学院学生等を含む。以下同じ。）が自立した研究活動を遂行できるよう、メンターの配置など、適切な支援・助言等がなされる環境を整備する。
- ④共同研究の代表責任者は、共同研究者間において、研究目的や内容、業務、役割分担、責任等を明確にし、相互に理解することを求めるなど、不正行為を防止するための実効的な取組を検討し推進する。
- ⑤国際共同研究に当たっては、不正行為の範囲や研究遂行上のルール・慣習に国ごとの差があることを認識し、研究機関間の覚書等に不正行為が起こった際の対応や研究の公正性確保の観点をあらかじめ規定する。

5 研究倫理教育（規程第3条、第7条関係）

（研究倫理教育責任者の責務）

- （1）研究倫理教育責任者は、当該部局における次に掲げる取組みの状況を定期的に点検し、必要と認める場合は、研究者に対して改善を求める。

①研究倫理教育の取組み及び履修状況

②研究者及び学生の研究倫理に関する意識の確認状況

③研究倫理教育責任者から指示又は改善を求めた事項

④その他研究倫理教育責任者が必要と認めた事項

(研究倫理教育の対象者)

(2) 公的資金の受給の有無にかかわらず、全ての研究者を研究倫理教育の対象者とする。

(3) 研究者を目指す大学院学生及び研究に着手する段階の学部学生についても、各段階に応じて、研究倫理に関する理解を深めることを目的とした教育を実施する。

(4) 研究支援人材など、研究者以外の職員についても、業務や専門分野の特性等を踏まえ、研究倫理教育を実施する。

(5) 研究倫理教育責任者は、諸外国や民間企業からの研究者や留学生等が、本法人において一時的に共同研究を行う場合であっても、研究倫理教育を履修することができる体制を整備する。

(研究倫理教育において修得すべき基本的な知識と理解)

(6) 研究倫理教育においては、研究者の常識に訴えたり経験的に学んだりするだけでなく、具体的な事例とともに適切な内容を網羅的に学修する。また、研究者としての行動規範や、各種ガイドライン及び規程等についても併せて学修する。

(7) 研究倫理教育においては、研究倫理に関する知識の修得と理解に基づき、何が倫理的な行動であるかを自ら判断し、公正に研究活動が行えるスキルを身に付けるとともに、不正行為や不適切な行為を行った場合や、不正行為の通報に対する措置についての十分な理解を促す。さらに、責任ある研究活動を進め、研究対象を尊重する態度、不正行為に結びつくような可能性の排除及び研究上必要なコミュニケーション等の振る舞いができることを目指す。

《学修の内容例》

- ・研究倫理とは何か、研究倫理教育の必要性
- ・研究者の基本的責任、研究活動に対する姿勢等の研究者の行動規範
- ・社会の中で研究者が果たすべき役割
- ・研究データ等（実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等。以下同じ。）の保存及び開示の在り方
- ・不正行為（捏造、改ざん、盗用、不適切なオーサiership、二重投稿及び利益相反等）とは何か
- ・論文の作成上の注意事項（各研究者間における役割分担・責任関係の明確化等）
- ・研究成果の公表の在り方

(8) 研究倫理教育においては、研究分野にかかわらず身に付けなければならない研究倫理のほか、特定の分野において重要とされる内容（例：人文・社会科学における家計調査や意識調査におけるアンケートやインタビューで得た個人情報の取扱い、生命科学・医学における生命倫理やインフォームド・コンセント、バイオセー

フティ、多能性幹細胞研究倫理など、理学・工学における研究の安全性等）についても学修する。

(研究倫理教育の実施方法)

(9) 研究倫理教育責任者は、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、当該部局の研究者に対して、研究分野の特性に応じて、定期的に研究倫理教育を実施する。なお、実施頻度については、研究分野の特性に応じて、研究倫理教育責任者が適切に判断する。

(10) 研究担当理事は、各部局における研究倫理教育が確実に実施され、研究者が履修していることを確認する。

(11) 研究倫理教育の実施に当たっては、研究現場の実情や研究活動の多様性、研究分野の特性等も踏まえつつ、実効性の高いプログラムを提供することとし、研究者に対しては、文部科学省が日本学術会議及び日本学術振興会と連携して作成する標準的な研究倫理教育プログラム（以下「標準プログラム」という。）又はそれと同等の研究倫理教育（CITI Japan 等のe-learningを含む。）を実施する。

(12) 研究倫理教育責任者は、定期的に研究倫理教育を受けた研究者による若手研究者に対する研究倫理の徹底や、研究倫理に関する研究者・学生同士のコミュニケーションを図る場を整備する。

(13) 研究倫理教育責任者は、大学院学生に対して、専攻分野の特性に応じて、研究倫理に関する知識及び技術を身に付けることができるよう、教育課程内外を問わず、適切な機会を設け、また、学部段階からも、専攻分野の特性に応じて、学生が研究倫理に関する基礎的素養を修得できるように配慮する。

(14) 学生に対する研究倫理教育については、各部局の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、標準プログラムに準じた教育を行う。なお、当該教育の履修により単位を与えるか否かについては、専攻分野の特性に応じて、研究倫理教育責任者が適切に判断する。

(15) 学生に対する研究倫理教育の実施に当たっては、ファカルティ・ディベロップメントによる指導の質向上を図るとともに、授業による指導においては、チームティーチングや様々な分野の教員によって構成することに努める。また、留学生に対する研究倫理教育に当たっては、各留学生が習得してきた倫理観に十分留意する。

(16) 研究倫理教育は、対象者の性質によって、次に掲げる学修方法により実施する。

①対面方式の講演会、セミナー、研修等

②e-learning

③授業

④印刷物やウェブサイト等による研究倫理の啓発活動

なお、e-learning では、一方向での履修にならないよう、履修後に少人数のグループ討論等双方向型の教育プログラムと組み合わせて実施するなど、教育効果を高める工

夫を行う。また、研究データ等の保存や開示等についての説明、類似性検出ソフトウェアの活用についての講習等を実施する。さらに科学研究費等の競争的資金獲得に際して、申請時又は交付時に研究倫理教育の履修を義務化する。

- (17) 研究倫理教育責任者は、研究者が、競争的資金等の応募に際し、配分機関が示したプログラムを履修していた場合、当該プログラムが内容的に同等であれば代替を可能とするなど、研究者の負担軽減に努める。

(研究倫理教育の評価)

- (18) 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育の質保証のエビデンスとして重要な役割を果たす評価を、定期的に実施する。

- (19) 評価の方法は、対象や学修方法等に応じて考慮することとするが、研究者を対象とした研修や e-learning については、単にプログラムを履修するだけでなく、学修内容についての理解の程度を確認する。また、一方向的な講義だけでなく、履修者間のディスカッションにより理解を深め、個人でレポートを作成することを求めるなど、知識とスキルの定着を図る工夫を行う。なお、学生に対する研究倫理教育についても、学修内容を基に試験の実施やレポートの作成によってスキルの定着を図る。

- (20) 研究倫理教育の実施後には、研究者に対しては、必要に応じてサーティフィケート（修了証）を発行するとともに、学生に対しては単位認定をすることに努める。

6 研究データ等の保存及び開示（規程第3条関係）

- (1) 研究者は、公的な資金によって実施された研究の成果やその基となる研究データ等は、公的資産としての性格を有するものであること、仮に不正行為の疑義が生じた場合に、研究者が自身の研究活動の正当性を証明する必要があること、及び調査に当たる者がオリジナル・データ等を検証する必要があること等から、研究データ等を適切に保存し、必要に応じて開示する責務を持つ。

- (2) 部局長は、当該部局における研究データ等の保存が適正に行われていることを、定期的に確認する。

- (3) 研究者が保存する研究データ等の対象、方法、期間等については、研究データ等の類型と特性に応じて、原則として、次に掲げるとおりとする。

①保存の対象

- 1) 保存の対象となる研究データ等は、研究者が外部に発表した論文等（研究成果）に関するものとする。なお、論文等として発表に使用されなかったもの又は使用する予定のないものの取扱いについては、研究者自身の判断による。
- 2) 学生の研究データ等については、指導教員の責任の下で判断する。
- 3) 複数の研究者と共同で行った研究の成果に係る研究データ等については、当該研究者が担当した部分について保存する。

②保存の方法

- 1) 研究データ等は、原則として、個々の研究者単位で保存する。なお、学生の研究

データ等については、指導教員の研究室単位で保存する。

- 2) 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形で記録に残す。実験ノートには、実験等の操作のログやデータ取得の条件等について、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成する。また、実験ノートは研究活動の一次情報記録として適切に保存する。
- 3) 論文や報告など、研究成果発表の基となった研究資料（文書、数値データ、画像等）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存する。また、保存に際しては、後日の利用・参照が可能となるようにメタデータの整備や検索可能性・追跡可能性の担保に留意する。

③保存の期間

- 1) 資料（文書、数値データ、画像等）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の資料等についても少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など、止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することを可能とし、論文等の発表時点で研究者が自ら期間を定める。
- 2) 試料（実験試料、標本）や装置等については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。ただし、保存が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料）についてはこの限りではない。
- 3) 保存期間を経過した研究データ等については、適切な方法により破棄する。ただし、研究者が必要と判断する場合は、保存期間を超えて保存することができる。

④研究者の異動に係る取扱い

- 1) 他研究機関への異動又は退職等により本法人を離職する研究者（以下「離職者」という。）が保存する研究データ等（指導する学生の研究データ等を含む。）については、原則として、部局長の監理の下、研究室主宰者等が継続して保存する。
- 2) 離職者は、他研究機関において研究を継続する等の理由により、研究データ等を保有したい場合は、当該研究データ等のリストを作成の上、部局長の承認を得る。その際、研究データ等の複製を作成し、オリジナル又は複製のいずれかを部局長に提出することとし、複製の作成が困難な研究データ等については、部局長がその取扱いを決定する。
- 3) 部局長の監理の下、研究室主宰者等が継続して保存することとなる研究データ等については、このガイドラインに則り適切に保存し、保存期間経過後は、適切な方法により破棄する。なお、研究データ等には、研究者のアイディア及びノウハウ等が含まれることから、その保存に係る業務又は不正行為の調査以外に使用してはならない。
- 4) 採用又は他研究機関からの異動（以下「異動」という。）により本法人の研究者

となる者の異動前の研究データ等のうち、このガイドラインで定める保存期間を経過していないものについては、このガイドラインに則り保存する。

⑤開示

- 1) 研究者は、研究者に不正行為の疑惑が生じ、予備調査や調査の段階において、本法人や調査委員会から研究データ等の開示を求められた場合には、自らの責任で誠実かつ適切に対応する。なお、本法人以外の研究機関において調査が行われる場合に、調査を実施する研究機関から研究データ等の開示が求められた場合も同様とする。

⑥その他研究データ等の取扱い

- 1) 個人データなど、その取扱いに法的規制があるもの（例：社会学分野の調査データや臨床分野の診察データ、ヒトのゲノム情報等）や、倫理上の配慮を必要とするものについては、当該規制やガイドラインに従う。
- 2) 特定の研究プロジェクトに関して、成果物の取扱いについて配分機関との取り決め等がある場合又は共同研究契約等で別途定めがある場合にはそれに従う。
- 3) 規程の施行以前（平成26年度以前）の研究データ等については、このガイドラインの適用外となるが、故意による研究データ等の破棄や不適切な管理による紛失は、責任ある研究行為とはいえず、また、不正行為の疑いを受けた場合に自己防衛ができなくなることから、原則として、このガイドラインに準じて取り扱う。なお、不正行為の疑惑への説明責任は研究者に課されており、研究データ等の不存在により証拠を示せない場合は不正行為と認定されることがある。

種 類		形式・形態	保存方法	備 考
資 料（情報、データ等）	デジタルデータ	電子データ	ハードディスク等記憶媒体	・バックアップが必要 ・メタデータの作成と管理が必要
	アナログ資料	紙媒体資料等	ファイリング等	・可能なものは電子化し、保存コストの低減と検索 ・読み出し可能性の向上に努める。
試料等（実験試料、標本、装置等）	劣化しないもの	安定物質、標本等	単純収納	
	劣化するもの	不安定物質、反応性物質、生物試料、貴重標本等	特殊環境での収納	

（参考）研究データ等の類型と保存方法

7 通報等（規程第9条～第12条関係）

（通報等の受付方法）

- （1）通報又は相談（以下「通報等」という。）は、所定の「通報書」を受付窓口へ提出することにより行う。
- （2）受付窓口は、通報書に所定の内容が明示されていない場合、通報者に対し補正を求める。
- （3）通報者が受付窓口からの補正の求めに応じず、通報書に所定の内容が明示され

ていない場合、受付窓口は通報書を受け付けない。

(通報等の取扱い)

(4) 研究担当理事は、被通報者が本法人に所属しない研究者である場合など、本法人が調査を行うべき研究機関に該当しない場合は、調査を行うことが妥当と判断される研究機関に当該通報を回付する。

(5) 研究担当理事は、本法人に加え、ほかにも調査を行うことが妥当と判断される研究機関が想定される場合は、当該研究機関に通報を通知し、関係研究機関間において対応を協議する。

(6) 研究担当理事は、他の研究機関から本法人に回付された通報が、本法人が調査を行うことが妥当と判断される場合、本法人に通報があったものとして取り扱う。

(関係機関への通知)

(7) 研究担当理事は、通報の内容が、法律等に違反するおそれがある場合は、関係機関に通知する。

(8) 研究担当理事は、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという通報等を踏まえ、被通報者に対して警告を行ったときは、被通報者が本法人以外の研究機関に所属している場合は、当該研究機関に警告の内容等について通知する。

(通報手続き等の周知)

(9) 研究担当理事は、次に掲げる内容について、本法人内外にあらかじめ周知する。

① 悪意に基づく通報を防止するため、通報は原則として顕名によるもののみ受け付けること

② 通報には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること

③ 通報者に対して調査への協力を求める場合があること

④ 調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ること

8 調査を行う機関

(1) 被通報者が本法人に所属する場合（どの研究機関にも所属していないが、専ら本法人の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。）は、原則として、本法人が通報事案の調査を行う。

(2) 被通報者が本法人を含む複数の研究機関に所属する場合は、原則として、被通報者が通報事案に係る研究活動を主に行っている研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行う。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して対応する。

(3) 現に本法人に所属する被通報者が本法人と異なる研究機関で行った研究活動に係る通報があった場合は、原則として、本法人と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、通報事案の調査を行う。

(4) 被通報者が、通報事案に係る研究活動を行っていた際には本法人に所属してい

たが、既に離職している場合は、現に所属する研究機関と本法人とが合同で、通報事案の調査を行う。なお、被通報者が本法人を離職後、どの研究機関にも所属していないときは、本法人が、通報事案の調査を行う。

(5) 上記(1)から(4)までによって、通報事案の調査を行うこととなった場合、本法人は、被通報者が本法人に現に所属しているかどうかに関わらず、誠実に調査を行う。

(6) 被通報者が、調査(予備調査を含む。)開始のとき及び通報された研究活動を行っていたときの双方の時点で、どの研究機関にも所属していない場合、又は調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると、通報事案に係る配分機関が特に認めた場合等において、当該配分機関から調査協力を求められたときは、本法人は、誠実に協力する。

9 予備調査(規程第13条関係)

(1) 部局長は、次に掲げる内容について、予備調査を実施する。

- ① 通報された不正行為が行われた可能性
- ② 通報の際示された科学的な合理性のある理由の論理性
- ③ 通報事案に係る研究活動の公表から通報までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など、研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は被通報者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否か

④ その他通報内容の合理性及び調査可能性等

(2) 部局長は、調査の可否を判定するために必要と認める場合は、通報者、被通報者その他関係者に対する意見聴取及び各種資料の提出を求める等の権限を持つ。これに対し、関係者は誠実に協力するものとし、正当な理由がなければこれを拒否することはできない。

(3) 部局長は、専門的な見地からの判断が必要と認める場合は、他部局の教職員又は学外者に意見を求めることができる。

(4) 部局長は、通報がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為として調査すべきか否かを調査し判断する。

(5) 部局長は、予備調査を終了したときは、次に掲げる内容を記載した予備調査結果報告書を作成し、関係資料を添えて、研究担当理事に報告する。

- ① 予備調査を実施した者の職名及び氏名
- ② 対象となる資金
- ③ 調査の概要
- ④ 関係者の証言等の概要
- ⑤ その他部局長が必要と認めた内容

(6) 部局長は、やむを得ない事情により、通報を受け付けた日から30日以内に、予備調査を終了することができないおそれがある場合は、期限までに、その旨を記

載した理由書を研究担当理事に提出し、その承認を得る。

- (7) 研究担当理事は、調査を行うことを決定したときは、被通報者が本法人以外の研究機関に所属している場合は、当該研究機関にその旨を速やかに通知する。

10 調査（規程第14条、第15条関係）

（調査委員会）

- (1) 調査委員会の構成員に対する異議申立ては、所定の「調査委員会委員に関する異議申立書」を提出することにより行う。
- (2) 調査委員会は、通報者、被通報者その他関係者に対する意見聴取及び各種資料の提出を求める等の権限を持つ。これに対し、関係者は誠実に協力するものとし、正当な理由がなければこれを拒否することはできない。
- (3) 調査委員会は、通報者が調査に協力しないなど、調査手続きに重大な支障を生じさせたと判断した場合には、調査を中止することができる。
- (4) 調査委員会委員長は、やむを得ない事情により、調査の開始の日から150日以内に、調査を終了することができないおそれがある場合は、期限まで、にその旨を記載した理由書を研究担当理事に提出し、その承認を得る。
- (5) 調査委員会の解散時期は、研究担当理事が決定する。

（調査方法等）

- (6) 調査委員会が被通報者に再実験等により再現性を示すことを求めた場合、又は被通報者が自らの意思によりそれを申し出た場合は、調査委員会は、合理的に必要と判断される範囲内において、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を保障する。ただし、被通報者により同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合において、それが当該事案の引き延ばしや認定の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めない。
- (7) 調査においては、被通報者に対して、公正な聴聞、反論又は弁明の機会を与える。なお、この場合、調査委員会は、被通報者が弁護士等の同席を申し出たときは、正当な理由がない限り、これを拒否することはできない。

（保全措置等）

- (8) 研究担当理事は、調査に当たって、他の方法により事実の適正な認定に必要な資料等を入手することが困難であると認める場合、又は資料等が隠滅されるおそれがあると認める場合は、関係部局の協力を得て、次に掲げる保全措置を講じることができる。なお、これらの措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限しない。

- ①被通報者に対し、調査対象場所を指定し、当該場所に立ち入ることを禁ずること
- ②被通報者が、利害関係者として調査委員会が指定した者と連絡をとることを禁ずること
- ③指定された調査対象場所から、被通報者及び調査委員会の指定する者が、調査委員会の指定する物品を持ち出すことを禁ずること
- ④調査対象場所を、期間を定めて閉鎖すること

- (9) 研究担当理事は、通報に係る研究が行われた研究機関が本法人でないときは、当該研究機関に対し、通報に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるよう依頼することができる。
- (10) 被通報者は、保全される資料等に秘匿情報が含まれる場合は、それを明示するとともに、研究担当理事は、保全の際に被通報者に対し当該秘匿情報が含まれていないか確認を行う。
- (11) 研究担当理事は、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに保全措置を解除する。
- (12) 研究担当理事は、事案の調査が継続中に、当該事案に係る資料の提出又は閲覧が関係府省庁等から求められた場合には、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除きこれに応じる。

11 認定（規程第16条，第17条関係）

- (1) 研究担当理事は、認定を終了したときは、次に掲げる内容について、関係府省庁等に報告する。
- ①経緯・概要（発覚の時期及び契機，調査に至った経緯等）
 - ②調査の体制，内容，期間，対象（対象者，対象研究活動，対象経費），方法・手順，調査委員会の構成・開催日時・内容等
 - ③調査の結果（不正行為の種別，不正行為に係る研究者，不正行為が行われた経費・研究課題，不正行為の具体的な内容，調査を踏まえた機関としての結論と判断理由等）
 - ④本法人がこれまで行った措置の内容
 - ⑤不正行為の発生要因と再発防止策
 - ⑥その他研究担当理事が必要と認める内容
- (2) 研究担当理事は、認定を終了したときは、通報者及び被通報者（被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）が本法人以外の研究機関に所属している場合は、当該研究機関に認定結果を速やかに通知する。
- (3) 研究担当理事は、悪意に基づく通報と認定されたときは、併せて、通報者が本法人以外の研究機関に所属している場合は、当該研究機関に認定結果を速やかに通知する。
- (4) 被通報者が通報事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合に、調査によって得られた証拠の証明力は、調査委員会の判断による。この場合、被通報者の研究体制及びデータチェックのなされ方など、様々な点から客観的に不正行為の事実及び故意性等を判断する。
- (5) 被通報者が、他研究機関からの異動者又は他研究機関への異動者であり、異動前後の研究機関における研究データ等の保存期間が異なる場合（例：通報に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えていたため、研究データ等が不存在である場合等）には、研究公正委員会による不正行為か否かの認定において、不利益に扱われないこととする。

1 2 不服申立て及び再調査（規程第 1 8 条，第 1 9 条関係）

（1）不服申立ては，次に掲げる内容を明記した所定の「不正行為の認定に関する不服申立書」を提出することにより行う。

①不服申立てをする者の氏名及び住所

②認定の内容

③再調査を必要とする科学的かつ合理的な理由

（2）研究担当理事は，不正行為と認定された被通報者又は悪意に基づく通報と認定された通報者（以下「被認定者」という。）から不服申立てを受けたときは，被認定者が本法人以外の研究機関に所属している場合は，当該研究機関にその旨を速やかに通知する。

（3）研究担当理事は，研究公正委員会が再調査を行うことを決定したときは，被認定者が本法人以外の研究機関に所属している場合は，当該研究機関にその旨を理由とともに直ちに通知する。

（4）研究担当理事は，再調査を行わず，審査を打ち切ることを決定したときは，被認定者が本法人以外の研究機関に所属している場合は，当該研究機関にその旨を理由とともに速やかに通知する。

1 3 再認定（規程第 2 0 条関係）

（1）研究公正委員会は，不正行為と認定された被通報者から不服申立てを受けた日から 5 0 日以内に，調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は，その理由及び決定予定日を付して研究担当理事に申し出て，その承認を得る。

（2）研究公正委員会は，悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てを受けた日から 3 0 日以内に，調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は，その理由及び決定予定日を付して研究担当理事に申し出て，その承認を得る。

（3）研究担当理事は，認定結果を覆すか否かを決定したときは，被認定者が本法人以外の研究機関に所属している場合は，当該研究機関にその旨を通知する。

1 4 認定結果の公表（規程第 2 1 条関係）

（1）学長は，不正行為と認定したときは，原則として，次に掲げる内容について公表する。

①不正行為に関与した者の氏名・所属

②不正行為の内容

③本法人が公表時までに行った措置の内容

④調査委員会委員の氏名・所属

⑤調査の方法・手順等

⑥その他学長が必要と認める内容

（2）学長は，通報がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為と認定したときは，不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

(3) 学長は、悪意に基づく通報と認定したときは、原則として、次に掲げる内容について公表する。

①通報者の氏名・所属

②悪意に基づく通報と認定した理由

(4) 学長は、認定結果を公表したときは、その旨を被認定者に通知するとともに、被認定者が所属する部局の長（被認定者が本法人以外の研究機関に所属している場合は、当該研究機関）及び関係府省庁等に報告する。

15 措置（規程第22条関係）

（調査中における措置）

(1) 学長は、調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して、通報された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

(2) 学長は、配分機関から、被通報者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じる。

（不正行為と認定した場合の措置）

(3) 学長は、不正行為と認定したときは、被通報者に対し、不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正その他の措置を勧告する。

(4) 被通報者は、勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行う。

(5) 学長は、被通報者が勧告に応じない場合は、その事実を公表する。

(6) 学長は、被通報者に対して、研究費の全部又は一部の使用中止を命ずる。

(7) 学長は、不正行為の重大性・悪質性及び研究全体に与える影響を考慮し、不正行為と認定された研究に対して配分された研究費の全部又は一部の返還を被通報者に対して求める。ただし、当該事案に係る研究が配分機関の資金により行われていた場合は、原則として、当該配分機関の決定に従う。

(8) 返還額の決定に当たっては、次に掲げる内容を原則とする。

①未使用の研究費は全額返還させる。また、違約金等の返還に要する費用が生じる場合には返還額に加えることができる。

②使用済みの研究費全額についても返還させる。ただし、全額返還に相当しないと判断した場合には一部の額を返還させる。

③被通報者に対して、再現性を示すために行った再実験に要した経費は返還させる。

④本法人から配分機関に研究費の返還を行った場合、被通報者からの返還額が当該返還額より少ない場合は、その不足分を被通報者に求める。また、既に被通報者から返還させていた研究費の額が配分機関に返還した額より多い場合は、被通報者にその差額を返還する。

(9) 被通報者は、返還に要する費用に運営費交付金及び外部資金その他公的資金を充ててはならない。

(10) 学長は、被通報者に対し、法令、就業規則その他関係諸規程に従って処分を

課すとともに、刑事告発その他必要な措置を講じる。

(不正行為が行われなかったと認定した場合の措置)

(1 1) 学長は、不正行為が行われなかったと認定したときは、調査に際して講じた研究費の支出停止等の措置を解除する。

(1 2) 学長は、不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対して周知する。また、当該事案が調査関係者以外に漏えいしている場合は、必要に応じ調査関係者以外にも周知する。

(1 3) 学長は、悪意に基づく通報と認定したときは、通報者に対し、法令、就業規則その他関係諸規程に従って処分を課すとともに、刑事告発その他必要な措置を講じる。また、再実験等の調査に要した経費を通報者に求める。なお、通報者が本法人以外の研究機関に所属する研究者である場合は、当該研究機関に対し、適切な措置を講じるよう求めることができる。

(是正措置等)

(1 4) 研究公正委員会は、調査の結果、不正行為と認定した場合には、学長に対し、速やかに、是正措置、再発防止措置その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）を講じることを具申する。

(1 5) 学長は、研究公正委員会からの具申に基づき、関係部局長に対し、是正措置等を講じることを命じるとともに、必要に応じて、本法人全体における是正措置等を講じる。

(1 6) 学長は、措置を講じたときは、必要に応じて、措置の内容等を公表するとともに、被認定者が所属する部局の長（被認定者が本法人以外の研究機関に所属している場合は、当該研究機関）及び関係府省庁等に報告する。

1 6 不利益取扱いの禁止（規程第 2 3 条関係）

(1) 本法人に所属する全ての者は、通報者及び被通報者に対して、相当な理由なしに、不利益な取扱いを行ってはならない。

(2) 学長は、通報者及び被通報者に対して、不利益な取扱いを行った者に対し、就業規則その他関係諸規程に従って処分を課することができる。

1 7 秘密保持（規程第 2 4 条関係）

(1) 受付窓口は、通報者の秘密の遵守など、通報者の保護を徹底する。

(2) 受付窓口は、通報等の受け付けに当たっては、面会による場合は個室にて実施し、書面、電話、FAX、電子メールによる場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施する。

(3) 調査（予備調査を含む。）に当たっては、通報者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被通報者に通報者が特定されないよう配慮する。

1 8 利益相反関係の排除（規程第 2 5 条関係）

通報の受け付け及び調査関係業務に従事することができない利害関係者の範囲は、次に掲げるいずれかに該当する場合とする。

①自身が通報者又は被通報者である場合

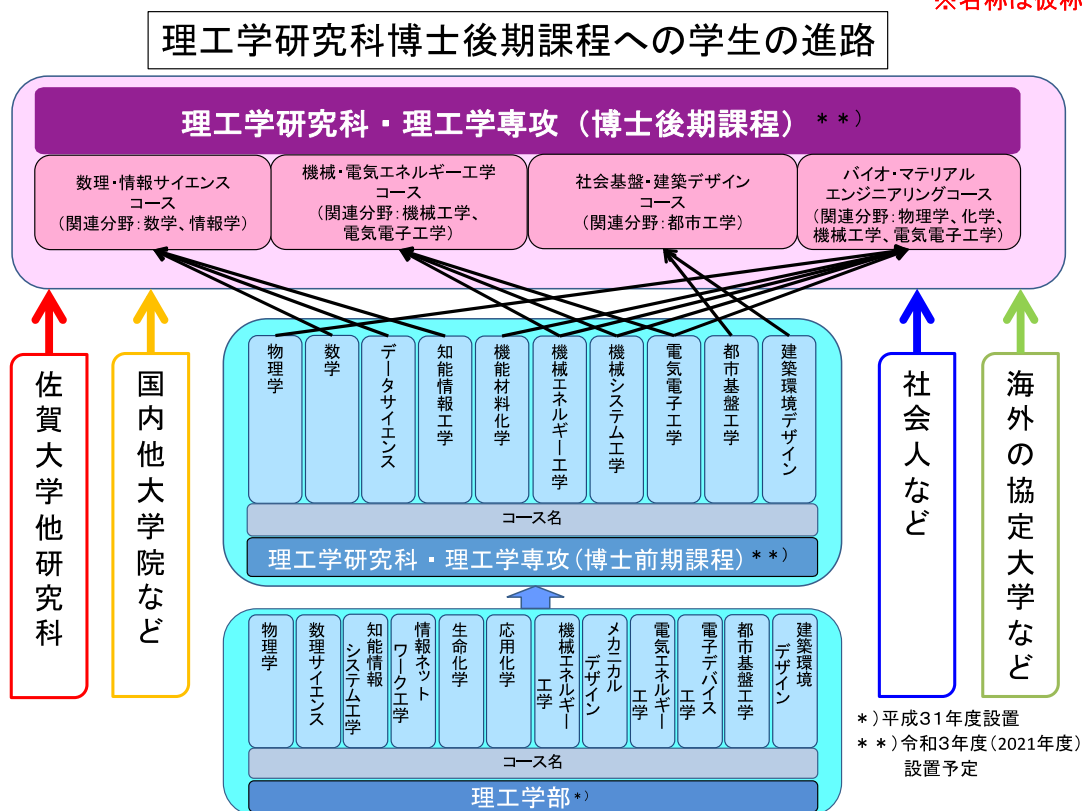
- ②不正行為と指摘された研究の研究代表者又は研究分担者である場合など、自身に関与した研究に係る事案の場合
- ③通報者、被通報者、不正行為と指摘された研究の研究代表者又は研究分担者等と親族関係若しくはこれと同視できる関係にある場合
- ④通報者、被通報者、不正行為と指摘された研究の研究代表者又は研究分担者等と密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係がある場合（例：同一講座（研究室）において同一の研究を行う所属関係等）
- ⑤不正行為と指摘された研究が企業等との共同研究等である場合に、自身やその親族又はこれらと同視できる関係にある者が当該共同研究等に参画又は関連している場合（例：共同研究等の遂行、共著論文等の執筆、同一目的の研究会への参加等）
- ⑥不正行為と指摘された研究が、論文のとおり成果を得ること又は得られないことにより、自身やその親族若しくはこれらと同視できる関係にある者の特許や技術移転等に影響が生じる蓋然性がある場合
- ⑦受付窓口及び調査関係業務に従事することにより公正性が失われるとみなされるおそれのある対立的な関係若しくは競争的关系にある場合
- ⑧その他上記①から⑦までに準ずる利害関係があるために、手続きの公正が害されるおそれ大きいと認められる場合

19 その他

このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの実施に関し必要な事項（不正行為と研究費の不正使用の両事案が複合して発生した場合の対応など、このガイドラインにより難しい場合の取り扱いを含む。）については、学長が別に定める。

資料 14： 基礎となる修士課程(博士前期課程)との領域のつながり

※名称は仮称



資料 15： 佐賀大学大学院理工学研究科委員会規程

佐賀大学大学院理工学研究科委員会規程

(平成31年3月6日制定)

(趣旨)

第1条 国立大学法人佐賀大学基本規則（平成16年4月1日制定）第25条第2項の規定による佐賀大学大学院理工学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の組織、権限、運営等については、この規程の定めるところによる。

(組織)

第2条 研究科委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理工学研究科長（以下「研究科長」という。）
- (2) 理工学研究科（以下「研究科」という。）の授業を担当できる理工学部専任の教授
- (3) 理工学部を除く学部に配置された研究科専任の教授
- (4) 共同利用・共同研究拠点に配置された研究科専任の教授
- (5) 学内共同教育研究施設に配置された研究科専任の教授
- (6) 研究科の客員教授である独立行政法人産業技術総合研究所の研究者

2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が必要と認めたときは、兼担の教授を構成員に加えることができる。

(審議事項)

第3条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、当該事項を審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 研究科担当教員の資格審査及び当該審査結果に基づく教員の配置要望に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 学生の入学、課程の修了及び学位の授与に関する事項
- (4) 学生の転研究科及び転専攻に関する事項
- (5) 学生の懲戒に関する事項

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長等（以下「学長等」という）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議長)

第4条 研究科委員会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ研究科長が指名した教授が、その職務を代行する。

(審議事項等の通知)

第5条 研究科委員会の審議事項等は、あらかじめ通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(議事)

第6条 研究科委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 研究科委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第3条第1項第3号のうち学位の授与に関する事項並びに研究科委員会が特に必要があると認めた事項については、出席者の3分の2以上の多数をもって議決しなければならない。

3 次に掲げる者は、委員数に算入しないものとする。

- (1) 外国出張、海外研修旅行、内国出張（内地研究員等）及び研修旅行中の者
- (2) 長期療養等やむを得ない事情により1月以上出席できない旨の承認を得ている者
- (3) 委員のうち第2条第1項第1号及び第2号以外の者で、所属部局等の会議に出席する等やむを得ない理由により研究科委員会に欠席する旨を届け出た者

（議事録）

第7条 議事その他必要な事項は、議事録に記載し、次回以降の研究科委員会において、その内容を確認するものとする。

（事務）

第8条 研究科委員会の事務は、理工学部事務部が行う。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会に関し、必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

資料 16： 国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則

国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則

(平成 17 年 3 月 1 日制定)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人佐賀大学（以下「本法人」という。）が国立大学法人佐賀大学基本規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 14 条の規定に基づき実施する各部局等における自己点検・評価（以下「部局等評価」という。）、職員個人の活動状況についての自己点検・評価（以下「個人評価」という。）、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）に基づく国立大学法人評価委員会による中期目標・中期計画に関する評価（以下「中期目標・中期計画評価」という。）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく認証評価機関による評価（以下「認証評価」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 部局等評価

(部局等評価の目的)

第 2 条 部局等評価は、各部局等の目的を達成するための諸活動について自己点検・評価を行い、改善を図ることを目的とする。

(部局等評価の実施)

第 3 条 部局等評価は、評価項目ごとに、現状把握、現状分析、自己評価、評価結果に基づく改善等について行う。

2 部局等評価は、毎年度実施し、本法人の職員以外の者による検証と意見聴取（以下「外部評価」という。）を 2 年ごとに実施するものとする。ただし、外部評価について、毎年度の実施を妨げるものではない。

(部局等評価の実施単位)

第 4 条 部局等評価を実施する単位組織は、次に掲げるとおりとする。

(1) 各学部（附属の教育施設又は研究施設を含む。）

(2) 各研究科

(3) 全学教育機構

(4) 附属図書館

(5) 美術館

(6) 保健管理センター

(7) 共同利用・共同研究拠点

(8) 各学内共同教育研究施設

(9) リージョナル・イノベーションセンター

(10) アドミッションセンター

(11) キャリアセンター

(12) 国際交流推進センター

- 2 各学部及び各研究科における評価は、学科（課程）、専攻、講座等を単位組織とすることができる。

（部局等評価の対象領域等）

第5条 部局等評価は、原則として、教育、研究及び国際交流・社会貢献の3領域を対象とし、次に掲げる事項について行う。ただし、前条第1項第3号から第12号までの組織については、その特性に応じた領域又は事項とすることができる。

(1) 教育の領域

- ア 教育目標・成果に関する事項
- イ 教育内容・活動に関する事項
- ウ 入学、卒業等に関する事項
- エ 教育環境に関する事項
- オ 学生支援に関する事項
- カ その他教育に関する事項

(2) 研究の領域

- ア 学術・研究活動に関する事項
- イ 研究環境に関する事項
- ウ その他研究に関する事項

(3) 国際交流・社会貢献の領域

- ア 大学、職員及び学生の国際交流に関する事項
- イ 教育における社会連携・貢献に関する事項
- ウ 研究における社会連携・貢献に関する事項
- エ その他国際交流・社会貢献に関する事項

- 2 前項に掲げる事項に係る評価項目は、別に定める。

- 3 前項の評価項目の点検・評価に際しては、必要に応じて学生、卒業生、学外者等からの意見を参考にするものとする。

（評価結果の報告及び公表）

第6条 部局等評価の結果は、遅滞なく取りまとめ、学長に報告するものとする。

- 2 部局等評価の結果は、文書冊子又は電子媒体等により、公表する。

（評価結果の活用等）

第7条 学長は、部局等評価の結果を検証し、大学の運営及び諸活動の向上のために活用するものとする。

- 2 学長は、前項の検証の結果、部局等の優れた活動に対し、その活動の一層の向上を促すため、適切な措置をとるものとする。

- 3 学長は、第1項の検証の結果、改善を要する事項については、部局等の長に対して必要な指示を行い、具体的な改善計画と改善状況の報告を求めるものとする。

- 4 部局等の長は、部局等評価（外部評価を含む。）の結果において改善すべき事項又は課題及び前項の指示があった場合、速やかに改善策の検討を行い、実行に移すものとする。

第3章 個人評価

(個人評価の目的)

第8条 個人評価は、本法人職員の活動状況について自己点検・評価を行い、職員の資質向上と諸活動の活性化を図ることを目的とする。

(個人評価の対象者)

第9条 個人評価は、常勤の全ての職員について実施する。

(個人評価の対象領域)

第10条 個人評価の対象とする活動は、大学教員においては、教育、研究、国際交流・社会貢献及び組織運営に関する領域とし、大学教員以外の職員については、その職種に関する領域とする。

(個人評価の方法等)

第11条 個人評価は、原則として、職員が作成する自己点検・評価書に基づいて行う。

2 個人評価は、各領域に関する段階評価と総合評価を行う。

3 個人評価に係る評価体制、評価項目、評価基準その他の評価実施方法は、国立大学法人佐賀大学における職員の個人評価に関する実施基準（平成18年7月21日制定。以下「個人評価実施基準」という。）の定めるところによる。

(実施基準)

第12条 部局等における個人評価の実施基準は、個人評価実施基準に基づき、部局長等が別に定める。

(意見の聴取)

第13条 学長等は、職員から個人評価結果に対する不服申立てがあった場合は、意見を聴取する機会を設けなければならない。

(評価結果の活用)

第14条 学長等は、評価の結果を職員の諸活動の活性化を促すために活用するものとする。

2 学長等は、特に高い評価を受けた職員に対し、その活動の一層の向上を促すための適切な措置をとるものとする。

3 学長等は、その活動が十分でないと評価された職員に対し、その理由を調査し、活動状況の改善について、適切な指導及び助言を行うものとする。

4 学長等は、個人評価結果の集計と総合的分析を行い、本法人又は部局等における人事の適正化に積極的に活用するものとする。

(評価結果の公表)

第15条 個人評価の結果は、個人情報として扱い、原則として公表しない。

2 教員の活動実績は、各学部等の単位で取りまとめ公表する。

3 学長等は、前条第4項による集計及び分析の結果並びに職員活動の現状について、適当な方法等で職員に周知するものとする。

第4章 中期目標・中期計画評価

(中期目標・中期計画評価の実施)

第16条 中期目標・中期計画及び年度計画に係る実績評価については、国立大学法人評価委員会が定める実施方針等に従い実施する。

第5章 認証評価

(認証評価の実施)

第17条 認証評価については、学校教育法及び認証評価機関が定める実施方針等に従い実施する。

第6章 雑則

第18条 この規則に定めるもののほか、部局等評価及び個人評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月18日改正）

この規則は、平成17年5月18日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年9月15日改正）

この規則は、平成18年9月15日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則（平成19年11月14日改正）

この規則は、平成19年11月14日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成22年3月25日改正）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月24日改正）

この規則は、平成22年11月24日から施行する。

附 則（平成23年3月23日改正）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月28日改正）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月14日改正）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月26日改正）

この規則は、平成25年6月26日から施行する。

附 則（平成26年3月26日改正）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成２９年９月２７日改正）

この規則は、平成２９年１０月１日から施行する。

附 則（平成３０年１１月２１日改正）

この規則は、平成３０年１１月２１日から施行する。

資料 17： 佐賀大学教育委員会運営内規

佐賀大学教育委員会運営内規

(平成18年4月24日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、佐賀大学教育委員会規則（平成16年4月1日制定。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、佐賀大学教育委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副委員長)

第2条 委員会に、副委員長を置く。

2 副委員長は、規則第4条第3項の規定により、委員長が指名した委員をもって充てる。

(専門委員会)

第3条 委員会に、次に掲げる専門委員会を置く。

(1) 教務専門委員会

(2) 教育質保証専門委員会

2 各専門委員会の専門委員長は、委員会の議に基づき、委員長が指名する。

(専門委員会の活動)

第4条 専門委員会は、それぞれ次に掲げる活動を行う。

(1) 教務専門委員会

ア 学部、研究科及び全学教育機構の協議を要する事項

イ ラーニング・ポートフォリオ等の学習支援に関する事項

ウ 分野横断教育プログラムに関する事項

エ 情報通信技術活用教育に関する事項

オ その他学生の学修に関する事項

(2) 教育質保証専門委員会

ア 教育の質保証の実施に関する事項

イ 教員の資質の向上及び能力の開発に関する事項

ウ ティーチング・ポートフォリオ及び情報通信技術活用教育等の教育支援に関する事項

エ その他委員長が特に指示する事項

(提案)

第5条 専門委員会委員長は、専門委員会の議に基づき、委員会に必要な提案を行うものとする。

(委員以外の出席)

第6条 専門委員会が必要と認めたときは、専門委員会委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この内規は、平成18年4月24日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年1月29日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年7月6日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月25日改正)

この内規は、平成26年4月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

資料 18： 佐賀大学大学院課程における教育の質保証に関する方針

佐賀大学大学院課程における教育の質保証に関する方針

(平成 25 年 3 月 15 日制定)

佐賀大学（以下「大学」という。）は、佐賀大学大学院学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 2 条に規定する大学院の目的に即して、以下の方針に基づき、組織的・計画的に教育課程を編成・実施し、その結果を検証して改善することで、大学院課程における教育の質保証を推進する。

1 大学に関わる方針

大学は、教員への教育活動支援、学生への学修・研究・生活支援を実施し、教育情報等を収集・公表するとともに、研究科の教育実施状況及び成果の分析結果に基づき自己点検・評価を行い、大学院課程教育の質の維持又は向上に必要な措置を講じる。

2 研究科に関わる方針

- (1) 研究科は、各教育課程（専攻分野）の人材養成の目的に基づき、一貫した入学者受入の方針、教育課程編成・実施の方針及び学位授与の方針を定める。
- (2) 研究科は、入学者受入れの方針に基づき、適切かつ公正な学生の受入れを実施し、求める学生像に沿った入学者の確保に努める。
- (3) 研究科は、教育課程編成・実施の方針に基づき、組織的・計画的に教育課程を編成・実施する。
- (4) 研究科は、教員への教育活動支援、学生への学修・研究支援を実施し、教育・学修の質の向上を推進する。
- (5) 研究科は、学位授与の方針に基づき、学修成果を勘案し、学位を授与する。
- (6) 研究科は、教育の実施結果について、自己点検・評価に関する組織を整備し、教育課程の編成及び教育の質の維持又は向上に必要な手順を定め実行する。

3 教員に関わる方針

- (1) 教員（研究科の教育を担当する教員をいう。以下同じ。）は、研究科が定める教育課程編成・実施の方針に基づき、担当する授業及び研究指導を計画・実施し、学生の学修・研究に必要な指導を行うとともに、厳格かつ適正な成績評価を実施する。
- (2) 教員は、授業及び研究指導の実施結果を自己点検・評価し、必要な改善を図る。
- (3) 教員は、必要に応じて教育活動の計画、実施、点検及び改善について、専攻等の教員と連携して取り組む。
- (4) 教員は、学生の学修・研究活動を支援するとともに、自らの教育力向上に積極的に取り組む。

附 則

この方針は、平成25年3月15日から実施する。

附 則（令和2年1月22日改正）

この方針は、令和2年1月22日から実施する。

資料 19： 佐賀大学大学院課程における教育の質保証の推進に係るガイドライン

佐賀大学大学院課程における教育の質保証の推進に係るガイドライン

(平成 25 年 12 月 25 日制定)

1 趣旨

このガイドラインは、「佐賀大学大学院課程における教育の質保証に関する方針（平成 25 年 3 月 15 日制定）」に基づく教育の質保証の推進に関し佐賀大学（以下「本学」という。）等が取り組むべき事項を示すものである。

2 実施事項

(1) 大学において実施する事項

大学は、次に掲げる事項等を計画・実施・点検・改善する体制を構築し、教育の質保証を推進・支援する。

1) 大学は、教員の教育活動を活性化するため、新任教員研修、各種講演会・研修会等を実施する。

2) 大学は、大学院学生（以下「院生」という。）の学修活動を活性化するため、次に掲げる学修支援を行う。

ア 情報通信技術（ICT）を活用した自学自習システムの整備

イ ノートテイカー、手話通訳等の配置

ウ 院生の海外派遣、留学生の受入れ

3) 大学は、院生の学生生活を支援するため、次に掲げる生活支援を行う。

ア 学生カウンセラー、ソーシャルワーカー等による院生の生活相談への対応

イ 各種奨学金の給付

4) 大学は、社会への説明責任を果たすため、学内構成員や学外関係者から聴取した教育情報及び教育活動に関する意見を収集、管理し、これを適切に分析した結果を公表する。

5) 大学は、教育情報等の分析結果を活用して点検・評価を行い、その結果に基づき、次に掲げる取組を行う。

ア 院生による優れた学修活動への学生表彰等の実施

イ 教員による優れた教育活動への教育功績等表彰の実施

ウ 教育に関し改善を要する事項への適切な措置の実行

(2) 研究科において実施する事項

研究科は、別表に掲げる事項等を計画・実施・点検・改善する体制を構築し、教育の質保証を推進する。

(3) 教員において実施する事項

教員は、次に掲げる事項等を実施し、組織的な教育の質保証の推進に寄与する。

1) 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき、シラバスを作成し、授業計画を立て、必要に応じて研究活動を反映した授業を実施する。

- 2) 教員は、院生の学修活動を活性化するため、次に掲げる学修支援を行う。
- ア ティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタントの事前研修及び指導
 - イ 予習・復習等の学修課題の提示
 - ウ 必要に応じた補習等の実施
 - エ オフィスアワー等による院生からの学修相談への対応及び指導・助言
 - オ ポートフォリオ学習支援統合システム等による院生の学修状況の把握、学修相談への対応及び指導・助言（指導教員）
- 3) 教員は、成績評価を厳格かつ適正に実施するため、次に掲げる取組を行う。
- ア 成績評価基準の公表
 - イ 模範解答例等の開示
 - ウ 成績評価に関する質問又は異議への対応
- 4) 教員は、成績評価結果や院生による授業評価に基づき、授業点検・評価を行い、次年度の授業改善目標を作成、公表し、これに基づき授業を改善する。
- 5) 教員は、学内外で開催される各種講演会やティーチング・ポートフォリオ・ワークショップ等の研修会に積極的に参加し、担当する授業科目の内容や方法等の改善を図る。

附 則

このガイドラインは、平成25年12月25日から実施する。

附 則（令和2年1月22日改正）

このガイドラインは、令和2年1月22日から実施する。

ガイドライン別表

*は大学院課程のみ		
基準 番号	大項目	小項目 大学機関別認証評価において 想定する点検等に用いる資料の例
1	学位授与の方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に定める。	学位授与の方針
2	教育課程編成・実施の方針を学位授与の方針と整合的なものにする。	教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針 教育課程編成・実施の方針を、学位授与の方針と整合的にする。
3	教育課程編成及び授業科目の内容が、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に即して体系的であり相応しい水準であるものにする。	体系的に教育課程を編成する。 カリキュラム・マップ、コースナンバリング、履修モデル等 授業科目の内容を、授与する学位に相応しい水準とする。 シラバス点検 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規程を法令に従い規則等で定める。 認定に関する規程 *大学院課程においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導する。 研究指導実施報告書、学位論文指導体制が確認できる規程
4	学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に即して、適切な授業形態、学習指導法を採用する。	1年間の授業を行う期間を原則として35週にわたるものとする。 学年暦 各科目の授業期間を10週又は15週にわたるものにする。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げるようにする。 学年暦、シラバス 適切な授業形態、学習指導法を採用し、授業の方法及び内容を学生に対して明示する。 シラバス 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当する。 シラバス *専門職大学院は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設ける。 CAP制に関する規程 *大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行う場合は、法令に即した実施方法とする。 大学院学則 *教職大学院は、連携協力校を確保する。 連携協力校との連携状況が確認できる資料
5	学位授与の方針に即して適切な履修指導、支援を行う。	学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行う。 ラーニング・ポートフォリオ、ガイダンス、チューター制、能力別クラス分け、リメディアル教育 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を組織として整備し、指導、助言を行う。 ラーニング・ポートフォリオ、オフィスアワー 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施する。 キャリア関連科目、インターンシップ実施状況、ボランティア活動 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整える。 障害のある学生への支援状況（ノートテイカー等）、留学生への支援状況（外国語による時間割・シラバス）、その他履修上特別な支援を要する学生への支援状況
6	教育課程編成・実施の方針に即して、公正な成績評価を厳格かつ客観的に実施する。	成績評価基準を学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に即して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定する。 成績評価基準 成績評価基準を学生に周知する。 学生便覧、シラバス、履修の手引き、オリエンテーション 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認する。 成績評価の分布を確認している資料 成績に対する異議申立制度を組織的に設ける。 成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知が明示されている資料、申立ての内容及びその対応、申立ての件数が分かる資料、成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規程類
7	大学等の目的及び学位授与の方針に即して、公正な卒業（修了）判定を実施する。	大学等の目的及び学位授与の方針に即して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定する。 卒業又は修了の要件を定めた規程、卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業判定の手順が確認できる資料。 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定する。 学位論文の審査に係る手続き及び評価の基準、修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 策定した卒業（修了）要件（学位論文審査基準を含む）を学生に周知する。 履修の手引き、オリエンテーションの資料 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文審査基準を含む）に即して組織的に実施する。 教授会等での審議状況の資料、学位論文審査の審議状況の資料
8	大学等の目的及び学位授与の方針に即して、適切な学習成果を得る。	標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況を、大学等の目的及び学位授与の方針に即して適正なものとなるよう努める。 標準修業年限内の卒業（修了）率、「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与の方針に即して適正なものとなるよう努める。 就職率、進学率 卒業（修了）生が大学等の目的及び学位授与の方針に即した学習成果を得ていることを卒業（修了）生への意見聴取の結果により確認する。 卒業（修了）後一定期間の就業体験等を経た者が大学等の目的及び学位授与の方針に即した学習成果を得ていることを卒業（修了）後一定期間の就業体験等を経た者への意見聴取の結果により確認する。 卒業（修了）後一定期間経過した者へのアンケート、インタビュー 卒業（修了）生が大学等の目的及び学位授与の方針に即した学習成果を得ていることを就職先等への意見聴取の結果により確認する。 就職先アンケート

資料 20： 佐賀大学理工学部教育質保証委員会内規

佐賀大学理工学部教育質保証委員会内規

(平成 31 年 3 月 20 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この内規は、佐賀大学理工学部運営規程（平成 19 年 1 月 17 日制定）第 10 条第 3 項の規定に基づき、佐賀大学理工学部（以下「本学部」という。）に置く佐賀大学理工学部教育質保証委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 委員会は、教育の質保証の観点から教育の計画・実施・点検・改善の良好な連携を推進することにより、本学部の教育目的の検討及び教育内容に関する質の維持・向上を図ることを目的とする。

(業務)

第 3 条 委員会は、前条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育の質保証の実施に関すること。
- (2) 定期的なファカルティ・ディベロップメント講演会及び研修会等の企画及び実施に関すること。
- (3) JABEE プログラム（日本技術者教育認定機構から教育プログラムと認定されたものをいう。）の支援に関すること。
- (4) その他教育の質保証等に関すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長（理工学部から選出された教育研究評議会評議員）
- (3) 教務委員長
- (4) 学部長が指名した者 1 人
- (5) 各部門から選出された教員 各 1 人

2 前項第 5 号の委員は、同項第 4 号の委員を兼ねることができる。

(任期)

第 5 条 前条第 1 項第 5 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 前条第 1 項第 5 号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、第 4 条第 1 項第 4 号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、学部長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学務部教務課が行う。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。

2 この内規施行の際、現に改正前の第4条第1項第4号、第5号及び第6号の規定により選出等されている委員は、改正後の第4条第1項第4号、第5号及び第6号の規定により選出等されたものとみなし、当該委員の任期は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

3 佐賀大学理工学部教育の質保証・JABEE委員会内規（平成25年3月20日制定）は、廃止する。